

定 款

一般社団法人 総合幼児教育研究会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人総合幼児教育研究会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、すべての子どもたちの育ちたいという自然な欲求を引き出す全人的総合幼児教育の研究及び事業の推進、普及啓発に努めるとともに、会員相互の連携と地域社会とのつながりを図り、もって子どもたちの健全な成長に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 総合幼児教育に関する調査・研究、提言、情報収集・発信
- (2) 総合幼児教育に関する研究の奨励及び研究実績の表彰
- (3) 総合幼児教育に関する研修会、見学会、講演会、報告会等、普及・啓発事業
- (4) 総合幼児教育に関する教材の出版・販売及び新教材の開発
- (5) 会員相互の連携及び関連機関との連携・交流を図る事業
- (6) 会員のネットワークを活用した災害時支援等、地域社会に寄与する事業
- (7) 総合幼児教育の推進を担う人材育成・研修
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業を行う地域は、日本全国及び必要に応じて海外で行う。

(公告の方法)

第5条 この法人の公告は、官報に掲載する方法にて行う。

第3章 会 員

(本会の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員

この法人の目的に賛同して入会した団体、個人。

(2)賛助会員

この法人の目的に賛同し、その事業を援助する団体、個人。

(入会)

第7条 この法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会にあたっては、別途定める規定に基づく条件を満たすこととする。

3 正会員、賛助会員は社員総会にて別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)死亡したとき、又は解散したとき

(2)第7条第2項及び第3項の履行義務を2年以上にわたって行わなかったとき

(3)理事会が同意したとき

(会員の退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1 か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

(会員の除名)

第10条 会員が次のいずれかまたは全てに該当するに至ったときは、第15条第2項に定める社員総会の特別決議により、当該会員を除名することができる。

(1)この定款その他の規則に違反したとき

(2)本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 社員総会

(社員総会)

第11条 社員総会は、第6条に規定する正会員をもって組織する。

- 2 前項の社員総会をもって、一般法人法の社員総会とする。
- 3 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。
- 4 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 5 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各正会員に対して書面で招集通知を発するものとする。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 合併
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第 15 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、社員総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項にかかわらず、一般法人法第49条第2項の定めによる特別決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数による特別決議をもって行わなければならない。

(社員総会の議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席理事は前項の議事録に記名押印し、主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員の設定)

第 17 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、副会長ならびに役付理事を置くことができるものとする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。副会長及び役付理事をもって業務執行理事とする。

(理事の資格)

第 18 条 この法人の理事は、この法人の正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総正会員の議決権の過半数をもって、正会員以外のものから選任することを妨げない。

(役員を選任及び解任)

第 19 条 この法人の理事の選任及び解任並びに監事の選任は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、社員総会に出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 この法人の監事の解任は、第15条第2項に定める特別決議による。

(理事及び監事の任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が欠けた場合、又は第 17 条第1項に定める員数に欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(会長、副会長及び役付理事の職務及び権限)

第 21 条 会長、副会長及び役付理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

2 会長は、この法人を代表する。会長に事故あるときはその職務を副会長が代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。ただし、残存期間が1年以上あるときは、速やかに新たな会長を選定するものとする。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(名誉会長及び顧問)

第 23 条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応え、理事会において意見を述べるができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員報酬等)

第 24 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

(構成)

第 25 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の招集及び議長)

第 26 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集し、議長となる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。副会長がその任を担えないときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の招集通知は、各理事及び各監事に対して、会日の1週間前までに発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

(理事会の決議)

第 27 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会議事録)

第 28 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印して、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第 29 条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 30 条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定により承認した予算は、社員総会に報告しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 31 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の理事会で承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出しなければならない。第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 32 条 この法人は、剰余金を分配することができない。

第8章 支 部

(支部)

第 33 条 この法人に支部を置く。

2 全国に4支部を置き、それぞれに支部長ならびに支部事務局長を置くことができる。正会員は、当該地区の支部に所属するものとする。

第9章 総合幼児教育研究所の設置

(研究所)

第 34 条 この法人の教育研究開発推進のために総合幼児教育研究所を置く。

2 総合幼児教育研究所の規定を別途定める。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第35条 この法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 職員は、会長が任免する。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、第15条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、第15条第2項に定める社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似する目的の法人又は、国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 附則

(最初の事業年度)

第39条 この法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成31年4月30日までとする。

(法人設立時の入会金)

第40条 第7条第3項にかかわらず、設立時の入会金は無料とする。

(設立時の理事、代表理事、監事)

第 41 条 この法人の設立時の理事、代表理事、監事は、次のとおりとする。

設立時理事 秋 田 光 彦

設立時理事 小 川 敏 雄

設立時理事 安 永 浩 孝

設立時理事 荒 木 由 紀 子

設立時理事 堀 川 宗 愛

設立時理事 濱 田 実

設立時理事 綴 喜 誠 淳

設立時理事 野 口 大 仁

設立時理事 寺 田 陽 一

設立時理事 堤 孝 雄

設立時理事 友 枝 節 雄

設立時理事 西 堀 は る み

設立時理事 城 田 邦 生

設立時代表理事 秋 田 光 彦

設立時監事 藤 川 珪 子

(設立時の社員の氏名及び住所)

第 42 条 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 秋 田 光 彦

設立時社員 小 川 敏 雄

(定款に定めのない事項)

第 43 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人総合幼児教育研究会 を設立するためこの定款を作成し、設立時社員の定款作成代理人である 司法書士松井健 は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

平成30年3月20日

設立時社員 秋 田 光 彦

設立時社員 小 川 敏 雄

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 松 井 健

